

# 市民参加実施予定シート

担当課： 高齢者支援課

予定  
令和8年4月1日時点

## (1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	次期流山市成年後見制度利用促進基本計画の策定	市が考える 市民等への影響	<メリット> 市内の成年後見制度をはじめとする権利擁護の必要な方のニーズを把握し、制度の普及啓発と利用者が制度の利点を実感できる仕組みづくりを構築する。		
正式名称	次期流山市成年後見制度利用促進基本計画の策定				
概要	令和9年度から令和13年度までの5か年における成年後見制度利用促進の在り方を示す計画を策定する。「生涯、一人ひとりの意思や権利が尊重され安心して暮らせるまちの実現」を目的として、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備を行うもの。		上位計画 の有無	有 (国)	

## (2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り (■)

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input checked="" type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	その他(アンケート調査)	令和8年1月～同年2月	A 無作為抽出による65歳以上の市民3,000人 B 無作為抽出による障害をお持ちの市民2,000人		A 地域福祉計画アンケートと共に実施 B 障害諸計画アンケートと共に実施	5か年の長期計画であり、より多くの当事者の意見を聞き取る必要があると考えたため。
	審議会等	令和8年6月～同年10月	審議会委員(専門家、公募の市民等)	1009602	福祉施策審議会	専門的見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手續	令和8年11月～同年12月	全市民等			素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

## (4) 市民参加のスケジュール (予定)

令和7年度		令和8年度											令和9年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
	←アンケート→			←	審議会					←	パブリックコメント (11/18～12/17)				

## (5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由